

平成十七年
一 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第千六百三十七号から
第千六百四十四号まで

公布又は
公示番号
題 名
公報番号
日

条 例

- 一 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する 号外一 二八

訓 令

- 一 官報掲載及び出版物送付規程の一部を改正する訓令 号外一 一八

告 示

- 一 生活保護法による介護機関の指定 一六三七 四
- 二 地域森林計画の樹立 " " " "
- 三 地域森林計画の変更 " " " "
- 四 " " " "
- 五 開発行為に関する工事の完了 " " " "
- 六 " " " "
- 七 " " " "
- 八 字の区域の設置 一六三八 七
- 九 字の区域の変更 " " " "
- 一〇 生活保護法による医療機関の指定 " " " "
- 一一 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 " " " "
- 一二 平成十六年度クリーニング師試験の実施 " " " "
- 一三 農業振興地域の指定の一部改正 " " " "
- 一四 " " " "
- 一五 " " " "

- 一六 道路区域の変更及び供用開始 一六三八 七
- 一七 道路区域の変更 " " " "
- 一八 " " " "
- 一九 開発行為に関する工事の完了 " " " "
- 二〇 地方自治法施行令による人口の告示 一六三九 一
- 二一 自然環境保全地域の指定の一部改正 " " " "
- 二二 自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正 " " " "
- 二三 県立自然公園の指定の一部改正 " " " "
- 二四 県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正 " " " "
- 二五 休猟区の指定の一部改正 " " " "
- 二六 " " " "
- 二七 銃猟禁止区域の指定の一部改正 " " " "
- 二八 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正 " " " "
- 二九 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定の一部改正 " " " "
- 三〇 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 " " " "
- 三一 " " " "
- 三二 " " " "
- 三三 " " " "
- 三四 " " " "
- 三五 " " " "
- 三六 " " " "
- 三七 " " " "
- 三八 " " " "
- 三九 " " " "
- 四〇 " " " "
- 四一 " " " "
- 四二 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正 " " " "

四三	字の区域の設置	一六四〇	一四
四四	字の区域の変更	"	"
四五	生活保護法による医療機関の指定	"	"
四六	生活保護法による指定医療機関の変更	"	"
四七	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	"	"
四八	道路区域の変更	"	"
四九	"	"	"
五〇	"	"	"
五一	開発行為に関する工事の完了	"	"
五二	市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等	号外一	"
五三	漁業災害補償法による付保義務の発生	一六四一	一八
五四	開発行為に関する工事の完了	"	"
五五	字の区域の変更	一六四二	二二
五六	生活保護法による介護機関の指定	"	"
五七	大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出	"	"
五八	道路区域の変更	"	"
五九	"	"	"
六〇	"	"	"
六一	"	"	"
六二	道路の供用開始	"	"
六三	"	"	"
六四	"	"	"
六五	"	"	"
六六	建築基準法による道路位置の指定	"	"
六七	証紙売りさばき人の指定	"	"
六八	青少年に有害な図書類の指定	号外一	"
六九	青少年に有害な興行の指定	"	"
七〇	字の区域の変更	一六四三	二五
七一	産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	"	"
七二	特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	"	"
七三	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表	"	"
七四	建築基準法による道路位置の指定	"	"
七五	市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正	一六四四	二八

七六	肥料の登録の失効	一六四四	二八
七七	秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	"	"
七八	大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要	"	"
七九	既存の大規模小売店舗の変更に関する届出	"	"
八〇	都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧	"	"
八一	"	"	"
八二	環境影響評価書の作成及び環境影響評価書等の縦覧	"	"
八三	道路区域の変更	"	"
八四	"	"	"
八五	"	"	"
八六	"	"	"
八七	"	"	"
八八	"	"	"
八九	"	"	"
九〇	"	"	"
九一	道路の供用開始	"	"
九二	建築基準法による道路位置の指定	"	"

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 一六三七 四
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 "
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 二件 "
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出 一六三八 七
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 三件 "
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施 二件 "
- 土地改良区の定款変更の認可 一六三九 一一
- 土地改良区の役員の変更の届出 二件 一六四〇 一四
- 土地改良区の合併の認可 "
- 県営土地改良事業工事の完了 "
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施 三件 "
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 三件 "
- 特定調達契約に係る落札者の決定 "
- 県営土地改良事業の換地処分 一六四一 一八

<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良区の役員の退任の届出 一六四二 二二 ○土地改良区の役員の就任の届出 " " " ○土地改良区の定款変更の認可 " " " ○物品調達契約に係る一般競争入札の実施 二件 " " " ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施 " " " ○特定非常利活動法人の設立の認証の申請 一六四三 二二五 ○土地改良区の役員及び就任の届出 " " " ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施 四件 一六四四 二二八 ○土地改良区の役員及び就任の届出 " " " ○県営土地改良事業の完了 " " " ○県営土地改良事業の換地計画の決定 " " " ○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定 " " " ○県営土地改良事業の換地処分 " " " ○物品調達契約に係る一般競争入札の実施 二件 " " " ○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施 " " " 	<p>教育委員会訓令</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令 号外一 一四 	<p>教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 一六四四 二八 	<p>教育委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育委員会会議の開催 一六三七 四 	<p>選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 一六三八 七 二 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 " " 	<ul style="list-style-type: none"> 三 政治団体の設立の届出 一六四二 二二 四 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 " " " 五 政治団体の解散の届出 " " " 六 政治団体の収支に関する報告書 " " " 七 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 " " " 	<p>人事委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則 一六三九 一一 ○人事委員会規則七一三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則 " " " ○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 " " " ○人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則 一六四四 二八 	<p>監査委員会公告</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査の結果に基づき講じた措置の公表 号外二 二二 二 " " " " " " 三 " " " " " " 四 " " " " " " 	<p>公営企業管理規程</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 号外二 二八 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成十六年度行政書士試験の合格者 一六四〇 一四 	<p>正誤</p>
---	--	--	---	--	--	--	---	---	---	------------------

- 平成十六年十二月二十八日付け秋田県公報第千六百三十六号の正誤 一六四〇 一四
- 平成十六年十一月十二日付け秋田県公報第千六百二十三号の正誤 一六四二 二二
- 平成十六年十一月十六日付け秋田県公報第千六百二十四号の正誤 " "
- 平成十七年一月十四日付け秋田県公報号外第一号の正誤 " "
- 平成十六年十一月三十日付け秋田県公報号外第一号の正誤 号外二 二八
- 平成十六年十二月二十四日付け秋田県公報号外第二号の正誤 " "

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番二号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 〇八七六六 FAX 〇〇五
 E-mail: masubara@masubara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄